| 第1条による改正案 | 改正前 |
|---|---|
| (期末手当) | (期末手当) |
| 第21条 略 | 第21条 略 |
| 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合におい | 2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合におい |
| ては100分の25、 <u>6月及び12月に支給する場合においては100分の115</u> | ては100分の25、 <u>6月に支給する場合においては100分の115、12月に</u> |
| を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 | 支給する場合においては100分の120を乗じて得た額に、区規則で定 |
| ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当 | める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の |
| の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の | 規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、 |
| 25、 <u>6月及び12月に支給する場合においては100分の95</u> を乗じて得た | 3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合にお |
| 額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 | <u>いては100分の95、12月に支給する場合においては100分の100</u> を乗じ |
| | て得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 |
| 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分 | 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分 |
| の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100 | の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100 |
| 分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。 | 分の65」と <u>、「100分の120」とあるのは「100分の70」と</u> 、「100分 |
| | の95」とあるのは「100分の55」と <u>、「100分の100」とあるのは「100</u> |
| | <u>分の60」と</u> する。 |
| 4 略 | 4 略 |
| 5 略 | 5 略 |

第2条による改正案

第1条による改正後の条例案

(期末手当)

第21条 略

- 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合におい2期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合におい ては100分の25、6月に支給する場合においては100分の112.5、12月 で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1 項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額 に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合 においては100分の92.5、12月に支給する場合においては100分の 97.5を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額と する。
- の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の112.5」とあるのは「100 分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100 分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とある のは「100分の57.5」とする。

略

略

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3 年4月1日から施行する。

(期末手当)

第21条 略

ては100分の25、6月及び12月に支給する場合においては100分の115 に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額に、区規則を乗じて得た額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。 ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当 の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合においては100分の 25、6月及び12月に支給する場合においては100分の95を乗じて得た 額に、区規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分|3 - 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分| の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の115」とあるのは「100 分の65」と、「100分の95」とあるのは「100分の55」とする。

略

略 5